

北海道自治体病院協議会リハビリテーション部会 会則

(名 称)

第 1 条 この会は、北海道自治体病院協議会リハビリテーション部会という。

(目 的)

第 2 条 この会は、北海道自治体病院協議会規約に基づき、リハビリテーション業務に関する事項について、調査研究及びリハビリテーション部門の職員としての資質を高めるための諸事業を行い、会員医療機関運営の発展向上に資することを目的とする。

2 会員医療機関のリハビリテーション部門における当面する課題について適宜検討を行う。

(事 業)

第 3 条 この会は、前条の目的を達成するため、毎年度事業計画を定め、事業を行う。

(事 務 所)

第 4 条 この会の事務局は、北海道自治体病院協議会本部事務局が属する病院内におく。

(会 員)

第 5 条 この会の会員は、北海道自治体病院協議会会員病院のリハビリテーション部門に所属する者とする。

(役 員)

第 6 条 この会には次の役員をおく。

部会長 1 名

副部会長 3 名

幹事若干名

監事 1 名

事務局 1 名

2 役員は総会で会員のうちからこれを選任する。ただしリハビリテーション部会の役員が任期中に退任したときは、幹事会において後任のリハビリテーション部会の役員を補欠役員に選任することができる。

3 全自病協北海道担当幹事は、役員の詰間に応じて幹事会に出席し、意見を述べることができる。

4 本会に次の顧問を置くことができる。

顧問：幹事会で必要と認めた者。

顧問は、本会の目的達成に必要な事項について、役員の詰間に応じ幹事会に出席して意見を述べることができる。

(職 務)

第 7 条 役員の職務は次のとおりとする。

1 部会長は、部会を代表し、部会業務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはあらかじめ部会長の指名する 副部会長がその職務を代行する。

- 3 部会長、副部会長、幹事は、幹事会を構成し、部会総会に付議すべき事項又は部会総会から委任された事項並びに、本部との重要な協議連絡事項について審議する。
- 4 監事は、部会の業務及び会計を監査する。
- 5 全国自治体病院協議会リハビリテーション部会北海道担当幹事は、全国自治体病院協議会リハビリテーション部門と北海道自治体病院協議会リハビリテーション部門の連携を図り、本部との重要な協議連絡事項について協議する。

(任 期)

- 第 8 条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 2 社会情勢の影響により、総会開催時期が変更になった場合には、総会終了までとする。

(会 議)

- 第 9 条 会議は、総会及び幹事会とし、定時総会は毎年度1回開催し、臨時総会及び幹事会は、必要によりこれを開催する。
- 2 会議の招集は、部会長が行う。
 - 3 総会の議長は、その会議において出席した会員のうちから選任する。

(経 費)

- 第 10 条 この部会にともなう経費は、北海道自治体病院協議会の毎年度定める会計予算のうちから会長が認めた経費を支出する。

(その 他)

- 第 11 条 この規約に定めがあるもののほか、必要な事項は幹事会において定める。

付 則

- この規約は、平成25年8月10日から施行する。
この規約は、令和元年7月20日から施行する。
この規約は、令和2年8月1日から施行する。
この規約は、令和3年9月18日から施行する。
この規約は、令和5年10月13日から施行する。
この規約は、令和7年7月5日から施行する。